

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

執行機関名 和歌山県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiriyojimu/main.html

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援法」という。))第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例別表第1 第1知事項(1) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援法」という。))第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。))に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、高等学校等に在学する高校生等が、必要経費を負担する保護者等に対し、予算の範囲内で奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、保護者等の負担に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを旨とし、その支給に関しては、高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)又は高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)交付要綱(令和2年4月7日2文科初等56号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦ 独自利用事務の関連規範		和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱